

平成23年度

エコアクション21審査人試験

筆記試験（二次試験）試験問題

1. 環境問題・環境対策に関する選択式問題（25問・各1点 合計25点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、口の中に解答を記入して下さい。

問1. 環境基本法には、特定地域における公害防止に関する規定が設けられている。これについての説明のうち、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境大臣は、現に公害の程度が著しいと認められる地域があるときは、都道府県知事に対し、当該地域等において実施されるべき公害防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画の策定を指示しなければならない。
2. 中央環境審議会は、環境大臣の諮問に応じ、環境保全に係る重要事項として、公害が現に著しい地域等において実施されるべき公害防止に関する施策に係る基本方針について、調査審議する。
3. 都道府県知事は、環境大臣より、公害防止に関する施策に係る計画の策定について指示を受けたときは、遅滞なくその計画を作成し、公表しなければならない。
4. 環境大臣は、公害防止に関する施策に係る計画の策定について指示するに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
5. 都道府県知事は、公害防止に関する施策に係る計画の策定にあたって、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

問2. 環境基本法には、環境負荷の低減に資する製品等の利用に関する規定が設けられている。このことに関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 国は、事業者に対し、事業活動に際して、あらかじめ、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境負荷について、事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずる。
2. 国は、再生資源その他の環境負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずる。
3. 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境負荷の低減に資するように努めなければならない。
4. 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
5. 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨、その他のその製品等に係る環境負荷の低減に関する情報の提供を行うように必要な措置を講じなければならない。

問3. 地球温暖化に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 京都メカニズムとは、京都議定書を締結した先進国が、市場メカニズムを活用して削減約束を達成する仕組みであり、クリーン開発メカニズム(CDM)、排出量取引の2つの手法がある。
2. 途上国においては、大気汚染や水質汚濁等の環境問題が喫緊の課題となっており、環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に進めることができるコベネフィット・アプローチが有効とされている。
3. 2009年単年度に日本が排出した温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出が全体の排出量の約95%を占めている。
4. 北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇している。

5. 日本は、コペンハーゲン合意に基づき、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25% 削減するとの目標を提出している。

問 4. 環境に関連する法律に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律は、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の実施のためのものである。
2. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律は、オゾン層破壊に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するためのものである。
3. 地球温暖化対策の推進に関する法律は、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるためのものである。
4. エネルギーの使用の合理化に関する法律は、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等のエネルギー使用の合理化に関する必要な措置を講ずるためのものである。
5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境汚染を防止するためのものである。

問 5. 電気事業法第 27 条に基づく平成 23 年夏期の電気の使用制限に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 使用制限対象者は、東北電力および東京電力供給区域内で契約電力 500kW 以上（使用制限期間中）の事業所となる。
2. 故意による使用制限違反は 100 万円以下の罰金の対象となる。
3. 今回の制限の内容は、対象事業者に対して、昨年夏の使用電力量から 15%以上削減するものであった。
4. 1 工場での対応が難しい場合にそなえて、同一の会社内の複数の需要設備あるいは同業・異業種の需要設備で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として削減することを認める共同使用制限スキームが導入された。

5. 使用制限対象者で制限緩和を受けたい場合には、東北経済産業局又は関東経済産業局に申請を行う必要がある。

問6. 地球温暖化対策の推進に関する法律の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
2. この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
3. この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄。
4. 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるだけでなく、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を遵守しなければならない。
5. 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

問7. エネルギー使用の合理化に関する法律の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 特定事業者及び特定連鎖化事業者は、経済産業大臣が定め、告示した判断基準の遵守が義務付けられるとともに、毎年度のエネルギーの使用の状況について、翌年度の7月末日までに事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に定期報告書及び判断基準に基づくエネルギー使用合理化の目標達成のための中長期計画書を提出しなければならない。
2. 特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任し、事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局に届けなければならない。

3. 事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければならない。
4. 特定事業者及び特定連鎖化事業者が設置する1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上3,000kℓ未満の工場等は、第二種エネルギー管理指定工場等としてエネルギー管理員を選任し、届け出なければならない。
5. フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者となり、加盟店を含む事業全体の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して3,000kℓ以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

問8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「廃棄物」の定義に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 他人に有償で譲渡することができない不要物である。
2. 占有者と取引者との間で有償譲渡がなされていれば、利益が生じないような破格の価格での経済的合理性がない取引がされていても廃棄物には当たらない。
3. ガス状のものは、廃棄物ではない。
4. 製品としての市場が形成されている場合は、廃棄物ではないことが多い。
5. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素ではない。

問9. 平成23年4月1日より施行された優良産廃処理業者認定制度について、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 優良基準として、環境保全に取り組んでいることは必要であるが、ISO14001 またはエコアクション21等の認証を取得していることまでは求められていない。
2. 優良基準に適合すれば、産業廃棄物処理業の許可に関する通常の許可基準に適合しているとみなされる。
3. 優良認定業者であっても、電子マニフェストが利用可能とは限らない。
4. 優良認定を受けた事業者については、産廃情報ネットで確認できるが、許可証に優良

事業者である旨が特に記載されることはない。

5. 優良認定を受けた事業者については、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が 7 年に延長される。

問 10. 廃棄物に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 日本で排出されている産業廃棄物の量は、年間約 4 億トンで、一般廃棄物の排出量の約 8 倍である。
2. 平成 21 年度の不法投棄量は約 5 万 7 千トン、そのうち約半数が排出事業者によるものとなっている。
3. 環境省では、大量の産業廃棄物の不法投棄など緊急に対応を要する事案についての情報を国民から直接受ける窓口として、不法投棄ホットラインを開設している。
4. 環境省では、優良産廃処理業者認定制度に基づき認定された業者が、認定基準に適合しているものとして公開されている情報について、これが著しく事実と異なっていたり、認定基準に明らかに適合していないような事実を発見したときに連絡できる受付窓口を開設している。
5. 環境省では 2011 年 7 月の地上デジタル放送終了に伴い家電リサイクル法の特例措置を実施した。

問 11. 廃棄物処理施設に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 産業廃棄物処理施設である廃プラスチック類の焼却施設の設置者は、都道府県知事に届け出たときには、許可を受けずに、一般廃棄物である廃プラスチック類も処理することができる。
2. 産業廃棄物処理施設の設置者は、届出により一般廃棄物処理施設として設置した場合、施設の維持管理基準は、産業廃棄物処理施設の維持管理基準が適用される。
3. 安定型最終処分場の設置者が、東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、都道府県知事に届け出れば、一般廃棄物処理施設の許可を受けなくても、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができる。
4. 一日当たりの処理能力が 1 トンである廃プラスチック類の破碎施設には、産業廃棄物

処理施設としての設置許可が必要である。

5. 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設で、産業廃棄物を焼却する場合、産業廃棄物処理施設の設置許可は不要である。

問 1 2. 産業廃棄物の管理票(マニフェスト)について「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 同じ種類の産業廃棄物を、同じ目的地に 2 台の車両で運搬する場合には、運搬車両ごとに管理票を交付する必要がある。
2. 管理票は、産業廃棄物の種類ごとに交付しなければならないので、シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合でも、一種類の廃棄物として管理票を交付してはならない。
3. 産業廃棄物の排出事業者は、全ての産業廃棄物に管理票を交付しなければならず、A 票について、A 票を交付した日から 5 年間、その写しを保管する義務がある。
4. 排出事業者は、必要な記載事項があれば、独自に作成した書式による管理票を交付することができる。
5. もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物の運搬のみを委託する場合には、運搬受託者を經由して処分受託者に管理票の交付を行うので、運搬受託者は管理票の写しの送付の義務を負う。

問 1 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
2. この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
3. 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
4. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
5. 国外において生じた廃棄物は、その廃棄物を国内に輸入してなるべく適正な処理が行

われるよう、その輸入が促進されなければならない。

問14. 平成23年4月1日に、改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されたが、排出事業者に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 建設工事に伴い発生する産業廃棄物を、排出した事業場（建設工事現場）の外において自ら保管するときは、あらかじめ都道府県知事又は政令市長に届出をしなければならない。
2. マニフェストを交付した場合、マニフェストの控え（A票）を交付した日から5年間保存しなければならない。
3. 不法投棄、不法焼却、無確認輸出、無許可営業を行った場合、1億円以下の罰金刑となる。
4. 産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適切に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
5. 建設工事に伴い発生する産業廃棄物の処理については、その建設工事の元請負人が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、許可不要となる場合を除き、元請負人は、廃棄物処理業の許可を有する下請負人にのみ当該廃棄物の処理を委託できる。

問15. 平成23年4月1日より施行された「優良産廃処理業者認定制度」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

1. 優良認定を受ける場合の優良基準の一つである「財務体質の健全性」は、直前3年の各事業年度の決算が黒字で、かつ産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないことなどである。
2. 優良認定を受ける場合の優良基準の一つである「電子マニフェスト」は、電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であることである。
3. 優良認定を受ける場合の優良基準の一つである「遵法性」は、従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことである。
4. 優良認定を受ける場合の優良基準の一つである「事業の透明性」は、法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法

により公表し、かつ、所定の頻度で更新していることである。

5. 優良認定を受ける場合の優良基準の一つである「環境配慮の取組」は、ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていることである。

問16. 化学物質に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 1968年に公害と認定されたイタイイタイ病の原因物質は鉱山から排出された水に含まれるカドミウムである。
2. 1968年に政府が認めた水俣病の原因物質は、アセトアルデヒド生産時の触媒による副産物であるメチル水銀である。
3. 1965年、阿賀野川流域で発生した新潟水俣病の原因物質は、新潟県内を襲った新潟地震によって流出した農薬が原因であった。
4. 1968年、西日本一体で発生したカネミ油症事件の原因物質は米糖油（ライスオイル）中のPCBが原因物質で、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定のきっかけになった。（現在では、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）とコプラナーPCBが原因物質と確定している）
5. 1998年、所沢の産業廃棄物処理施設周辺の野菜から高濃度のダイオキシンが検出され、これをきっかけにダイオキシン類特別措置法が制定された。この法律では、ダイオキシン類とは、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）、PCDD（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）及びCO-PCB（コプラナーポリ塩化ビフェニール）と規定している。

問17. 化学物質と法規制に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. キシレン、トルエン、メタノール、メチルエチルケトンは、いずれも労働安全衛生法有機則の有機溶剤、毒物劇物取締法の劇物及び消防法危険物第4類等に指定されている。
2. 硫酸、塩酸、硝酸、アンモニアは、労働安全衛生法特定化学物質等障害予防規則第3類物質及び毒物劇物取締法の劇物に指定されている。
3. エチレンオキシド、ニッケル化合物、ホルムアルデヒドは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の特定第1種指定化学物質及び労働安全衛生法特定化学物質障害予防規則第2類物質である。

4. PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第1種特定化学物質で製品に使用するには許可が必要である。
5. 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスは危険物規制令の消防活動阻害物質及び高圧ガス保安法の高圧ガスである。

問18. 化学物質に関する法律の要求事項の説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 毒物又は劇物を使用する事業者は、毒物又は劇物が盗難にあい又は紛失することを防ぐために鍵をかけるか柵を設けると共に、帳簿等で数量管理が必要である。
2. 高圧ガスポンペを貯蔵又は取扱う場合には、高圧ガス保安法に係る貯蔵の規制に関わらない数量であっても、消防法の規定によりあらかじめ所轄消防長又は消防署長へ届出が必要な物質がある。
3. 労働安全衛生法においては、爆発性、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくは、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定める物又は、製造許可物質を容器に入れ、又は包装して譲渡し、又は提供する者は、その容器に絵表示（GHS 標識）をしなければならない。
4. MSDS（化学物質安全性データシート）は、危険又は健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡又は提供する者が、「労働安全衛生法」、「毒物劇物取締法」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の各規定により、交付が義務付けられている。
5. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律は、第1種指定化学物質等取扱事業者が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす化学物質（第1種指定化学物質）の排出量及び移動量を国に届出するとともに事業者の義務として公表する制度である。

問19. 公害に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境基準は、国が人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもので、行政の目標値である。
2. 環境基本法で定める公害とは、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び電波障害である。

3. 公害には、それぞれの分野ごとに規制する法律が制定され、規制の基準等が定められている。
4. 水質汚濁防止法及び大気汚染防止法では、都道府県が地域の自然的条件、社会的条件から判断して国が定めた許容限度より厳しい許容限度を定めることができる。
5. 環境基本法が定める「環境への負荷」とは、人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものである。

問20. 廃水の処理方法に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. スラリー循環型凝集沈殿法による水処理は、一つの槽で、凝集剤混和・フロック形成・沈殿分離の3つの機能を行うタイプである。
2. 活性炭吸着による水処理は、水中の溶存有機物を活性炭に吸収させて除去させる方法であるが、粒状活性炭は、使用後、再生し繰り返し使用可能である。
3. 嫌気性処理は、嫌気性細菌群による汚水の有機物を分解する方法で、し尿等高濃度有機性廃水の処理等に用いられる。
4. 活性汚泥法は好気性微生物群集を確保し、排水中の有機物を分解する方法で、多くの下水処理施設はこの方法が採用されるので、曝気する必要はない。
5. 消化法は、濃度の高い有機性汚泥等の処理法で汚泥の減量・安定化が目的であるが、嫌気性消化法は、消化タンクでガス化されたメタンガスは燃料としても利用できる。

問21. 平成23年4月1日に施行された改正水質汚濁防止法に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 排出水を排出する者に対して、排出水の汚染状態の測定結果の記録と、その保存を義務付けているが、記録を保存しなかった者に対する罰則は設けていない。
2. 水質測定項目、頻度は、特定施設届出の際の届出様式の排出水の汚染状態の種類・項目の欄に記載された有害物質及び生活環境項目（届出物質）について、1年に1回以上測定を行わなければならない（旅館業を除く）。
3. 指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透し、被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じ、速やかに知事に届け出ることとされた。これに伴い、指定施設及び指定物質は新たに施行令

でそれぞれ定められた。

4. pH、BOD、ノルマルヘキサン抽出物などの生活環境項目物質は事故時の措置の対象にはなっていない。
5. 水質測定のための採水は作業開始後2時間後と定められている。

問22. 騒音規制法で定める特定施設として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. ワイヤフォーミングマシン
2. 矯正プレスを除く液圧プレス
3. 原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機
4. 原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のコンクリートブロックマシン
5. 混練機の混練重量が200kg以上のアスファルトプラント

問23. 平成23年4月1日に施行された改正大気汚染防止法で定める特定物質として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. アンモニア
2. 二酸化硫黄
3. 塩化水素
4. 一酸化炭素
5. 四塩化炭素

問24. それぞれの用語の説明として「正しくないもの」を次の選択肢の中から「1つ」選べ。

1. ジェニユイン・セービングとは、世界銀行によって開発された指標で、国民総貯蓄から固定資本の消費を控除し、教育への支出を人的資本への投資額と考えて加えるとともに、天然資源の枯渇・減少分及び二酸化炭素排出等による損害額を控除して計算する。
2. オフセット・クレジット制度とは、国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・

吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会
が、排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる
市場流通可能なクレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）として認
証する制度である。

3. キャップ・アンド・トレード方式とは、政府が、排出枠（温室効果ガスを排出するこ
とのできる上限量）の交付総量を設定し、個々の事業者に排出枠を割り当てる制度の
ことであり、同時に、各主体間での排出枠の取引等を通じて、自らの排出量と同量の
排出枠を確保することにより、削減義務を達成したとみなす制度でもある。
4. カーボンフットプリント制度とは、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイク
ルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を CO₂ 量に換算し表示す
る仕組みである。
5. エコロジカルフットプリントとは、人間の生活がどれだけ自然環境に依存しているか
を分かりやすく示す指標で、「人類の地球に対する需要を、食糧供給に必要な耕地面積
及び廃棄物の埋立地面積で表したもの」として計算する。

問 2 5. 「移動に関する環境負荷低減」に関する説明として「適切なもの」を次の選択肢の
うちから「1つ」選べ。

1. 「モーダルシフト」とは有料道路の料金に格差を設け、住宅地域に集中した交通を環境
影響の少ない地域に誘導することを目的とした施策である。
2. 「パークアンドライド」とは公共交通手段の整った都市において、自分の車を持たずに
必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム
である。
3. 「ロードプライシング」とはトラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量
輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換することである。
4. 「カーシェアリング」とは自宅から自分で運転してきた自動車をターミナル周辺に設け
られた駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステムであ
る。
5. 「スマートウェイ」とは、交通安全、渋滞対策、環境対策などを目的とし、人と車と道
路とを情報で結ぶ ITS 技術を活用した次世代の道路のことである。

2. 環境問題・環境対策に関する記述（穴埋め）問題（3問・各問とも全て正解で2点合計6点）

問26. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の一から四の二、十及び十一において定める廃棄物について、()の中に入る語句を、解答欄に記入して下さい。

産業廃棄物のうち、特定の事業活動に伴うものには、(①)、(②)、(③)等がある。

問27. 化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)について、()の中に入る語句を、P17の解答欄に記入して下さい。

化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)で、平成21年度における届出排出量上位2物質は、1位(④)、2位(⑤)である。

問28. 特定分野におけるリサイクル法の略称について、()の中に入る語句を、P17の解答欄に記入して下さい。

個別リサイクル法には、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、(⑥)リサイクル法、(⑦)リサイクル法、自動車リサイクル法がある。

3. エコアクション21に関する選択式問題（17問・各1点 合計17点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、口の中に解答を記入して下さい。

問29. 審査の実施手順に関する説明として「正しくないもの」を「1つ」選べ。

1. 審査を担当することが決定した審査人は、受審事業者とその認証・登録範囲、審査工数、審査日程等に関して協議の上、審査計画書を作成し、担当事務局の確認の上、受審事業者に送付する。
2. 審査人は、受審事業者から審査計画書に記載されている必要書類を受け取り、書類審査を行う。
3. 書類審査で「C:要改善」と判定される事項があった場合は、現地審査時にその確認を行う。
4. 審査人は現地審査を行い、その結果を審査報告書として取りまとめ、担当事務局に送付する。
5. 現地審査において「C:要改善事項」、「D:不適合」が発見された場合、審査人は指摘事項是正報告書に記載して受審事業者へ送付し、受審事業者は不適合事項の是正のための処置を行い、指摘事項是正報告書を審査人に送付する。

問30. エコアクション21認証・登録制度に関する説明として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. エコアクション21は、ISO14001の要求事項を少なくしたISO14001の簡易版である。
2. エコアクション21認証・登録制度は、事業者が環境活動レポートを公開することにより、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の情報や環境経営の状況を開示するとともに、事業者を取り巻く利害関係者とのコミュニケーションを促進することも目的としている。
3. 「環境への負荷の自己チェック」、「環境への取組の自己チェック」、「環境経営システムの構築・運用・維持」、「環境活動レポートの作成」は、エコアクション21の認証・登録の必須事項である。
4. エコアクション21は、広範な企業、学校、公共機関、また、展示会、スポーツ大会、博覧会等の一時的なイベントも認証・登録の対象としており、提供する製品・サービ

スを含む全ての事業活動の中で環境配慮を行うことを求めている。

5. エコアクション21は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に掲げられた、国が中小事業者の事業活動に係る環境配慮等の状況の情報公開を支援する措置の1つとして位置付けられている。

問3 1. 業種別ガイドラインの適用に関する説明として「正しくないもの」を、次の選択肢から「1つ」選べ。

1. 業種別ガイドラインは、エコアクション21ガイドライン2009年版の内容を取り込み、事業特性に合わせて策定されているため、当該業種においては、それぞれの業種別ガイドラインが審査基準となる。
2. 建築物の解体工業者に、業種別ガイドラインのうち、建設業向けガイドラインと産業廃棄物処理業者向けガイドラインを適用した。
3. 食品廃棄物の発生量が年間100トン未満の食品製造業者であったが、食品関連業者向けガイドラインを適用した。
4. 産業廃棄物処理業の許可対象外のリサイクル業者に、産業廃棄物処理業者向けガイドラインを適用しなかった。
5. 一般廃棄物処理業者であったが、産業廃棄物処理業者向けガイドラインを適用した。

問3 2. エコアクション21地域事務局に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 審査人は、いずれかの地域事務局に所属しているため、地域事務局は所属している審査人から担当審査人を選定する。
2. 地域事務局は、事業者からの審査申込の受付、審査人の選定、審査計画書の確認、審査後の書類の確認等の事務手続きを行うほか、審査人と協力して、地域でのエコアクション21の普及促進を行う役割も担っている。
3. 地域事務局は、所在する都道府県における審査申込を受け付け、他の都道府県に所在する事業者からの審査申込を受け付けることはできない。
4. 地域事務局の判定委員会は、エコアクション21認証・登録制度実施要領、エコアクション21認証・登録手続規程、審査及び判定の手引きへの適合性等、手続き上の判

定を行い、ガイドラインへの適合性の判定は中央事務局の判定委員会が行う。

5. 審査人の認定と力量向上のための研修は中央事務局が実施し、地域事務局が審査人を対象とする研修を実施することはない。

問33. エコアクション21の認証・登録にあたっての、取組の対象範囲として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 製造会社が各地域の販売子会社を含めて一括した認証・登録を行う場合、規模の大きな支店を対象範囲とし、従業員3人以下の支店は規模及び環境負荷が極めて小さいことから対象範囲に含めない。
2. 工業団地内の複数企業が一括した認証・登録を行う場合、環境経営システムの構築・運用・維持に関して、定められた統括者の指揮・命令に従うことを文書による契約で定めなければならない。
3. 親会社が、会社法で定義された子会社を含めて一括した認証・登録を行う場合、子会社との間で、環境経営システムの構築・運用・維持に関して親会社による指揮・命令に従うことを文書による契約で定めなければならない。
4. 総合大学が認証・登録を行う場合、文系の学部は大学共通の講義棟で講義を行い、環境負荷が極めて小さいため対象範囲に含めない。
5. 既に一部組織・サイトでISO14001を認証取得している事業者が、ISO14001を認証取得していない組織・サイトでエコアクション21の認証・登録を行う場合、全組織を対象範囲としなければならないことから、エコアクション21の取組は行っていないISO14001の認証取得の組織・サイトも含めて対象範囲としなければならない。

問34. 地域事務局、中央事務局及び審査人に守秘義務が求められる受審事業者の情報に「該当するもの」を次の選択肢から「1つ」選べ。

1. 受審事業者が自社のホームページで公開している特定施設に関する詳細情報
2. 審査にあたって審査人に提出された環境への負荷の状況に関する情報
3. 中央事務局ホームページに公開される認証・登録関連情報
4. 環境活動レポートの記載内容
5. 受審事業者が認証・登録されたこと

問35. エコアクション21ガイドライン2009年版の環境活動レポートの必須項目に「該当しないもの」を次の選択肢から「1つ」選べ。

1. 組織の概要
2. 対象範囲
3. 組織の主要な環境負荷
4. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
5. 代表者による全体評価と見直しの結果

問36. 審査人が取りまとめる審査報告書の説明として「正しくないもの」を以下の選択肢から「1つ」選べ。

1. 審査報告書の総合判定欄には、「ガイドラインに適合」、「ガイドラインに適合・但し一部要改善」、「ガイドラインに不適合」のいずれかを明確に記す。
2. 個別評価表については、それぞれについて「A：適合」、「B：指導事項（適合）」、「C：改善事項（適合）」、「D：不適合」いずれかの判定を行う。
3. 個別評価表のB判定とした事項については、審査終了会議までに担当者等に対して必要な指導・助言を行う。
4. 個別評価表のC判定、D判定とした事項については、1件1葉の「指摘事項是正報告書」の「指摘事項の内容」欄に、指摘内容を具体的に記載する。
5. 個別評価表のC判定、D判定の事項については、受審事業者は、審査人の指導・助言を踏まえて必要な是正処置を実施し、「指摘事項是正報告書」の「是正処置実施の内容」欄に必要事項を記載して審査人に送付する。是正処置が不十分と考えられる場合、審査人はさらに指導・助言を行い、再度、是正報告書を提出するよう指導する。

問37. エコアクション21認証・登録手続きに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. エコアクション21の審査申込は、最寄りの地域事務局へ行う。
2. 認証・登録の有効期間は2年であり、認証・登録後概ね1年後に中間審査、認証・登録後2年以内に更新審査が行われる。
3. 受審事業者は審査申込にあたって、審査人リストをもとに審査人を指名するが、担当事務局に紹介・斡旋を依頼することもできる。

4. 書類審査の結果、現地審査実施前に、受審事業者に対して指導・助言が必要と判断した場合は、受審事業者、担当事務局、審査人で協議及び了解の上、現地予備審査を実施することができる。
5. 認証・登録後、行政機関より3ヶ月にわたって納入業者指名停止または営業停止処分を受けた場合、判定委員会の審議の上、期限を定めた認証・登録の一時停止となる。

問38. エコアクション21審査人倫理規程を踏まえた審査人の対応として「適切なもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 専門分野として登録していない印刷業の審査をすることになり、印刷業に詳しい知人から事前に十分な情報収集をした上で、審査を行った。
2. 審査をした事業所で、環境法規制値の外部に委託した測定が適切に行われていなかったため、審査を担当した審査人が所属する分析会社で測定するように指導した。
3. 審査を担当した事業者から、認証・登録した後のコンサルティングを希望されたので、知り合いの審査人を紹介し、その知り合いの審査人へ審査時に入手した資料を提供した。
4. 審査を担当することになった事業者から、一般従業員を対象とした研修会での講演を依頼され、無料で講師を務め、ガイドラインについて一般的な説明を行った。
5. 審査人が所属する会社の取引先の会社がエコアクション21の審査を受けることになり、その審査人に地域事務局から審査担当の依頼があったので引き受けた。

問39. 審査人資格の認定・登録の更新に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 審査人資格の認定・登録期間は3年間である。
2. 審査人資格更新の要件の一つとして、認定・登録期間中に少なくとも3回以上の審査経験が必要である。
3. 審査人資格更新の要件の一つとして、認定・登録期間中、毎年度、資格更新講習（全国交流研修大会と審査人力量向上研修会）を受講・修了することが必要である。
4. 審査人資格更新の要件を満たしている審査人であっても、審査人認定委員会が必要と判断した者は面接試験を受けなければならない。
5. 審査人資格が失効した者で、再度、認定・登録を希望する者は、エコアクション21

審査人試験の面接試験を受験することが必要である。

問40. 環境経営システムの実施及び運用において、推奨事項として「あげられていないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 請負業者との契約内容に環境への取り組みにあたって必要な事項を盛り込む。
2. 環境関連法規制の遵守のために自主管理値などを定めて管理する。
3. 実施の手順を文書化し、関係者に配布する。
4. 構内常駐の社外業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取り組みを要請する。
5. 実施手順の内容には、守るべき基準等が必ず含まれるようにする。

問41. 現地審査で「D：不適合」と判定した内容として、「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 化学物質を取扱う事業者で、二酸化炭素排出量削減など6項目の環境目標と関連する環境活動計画のうち、化学物質使用量削減が策定されていなかった。
2. オフィスビルの環境への負荷の自己チェックシートを審査で確認したところ、廃棄物の処理を収集運搬業者に委託していることから、廃棄物排出量の欄が空欄であった。
3. 従業員30人の特定工場である事業者で、3年前に工場長の交代があったため、公害防止統括者を選任していなかった。
4. 環境関連法規への違反がなかったため、環境活動レポートに環境関連法規等についての違反、訴訟等の有無について記載していなかった。
5. 認証・登録後の1年間、代表者による全体の評価と見直しが行われていなかった。

問4 2. 環境目標及び環境活動計画の策定に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境目標は、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減の4つが必須項目であり、中長期の目標と単年度の目標を策定する。
2. 環境目標は、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標等を策定する。
3. 環境目標と環境活動計画は、毎年度見直し、関係する従業員に周知する。
4. 環境目標は、環境への負荷及び環境への取組状況の把握等の結果を踏まえ、環境方針で明示した環境への取組の基本方針と整合させる。
5. 環境活動計画では、具体的な環境目標の達成手段、達成するためのスケジュール及びそれぞれの計画の責任者を決める。

問4 3. 環境方針の策定に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境方針の策定にあたっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表すことが必要である。
2. 環境方針には、制定日・改定日を記載し、代表者が署名することが必要である。
3. 環境方針には、自らの事業活動、特に本業を踏まえた環境目標を可能な限り数値化して盛り込むとともに、取組の基本的方向がわかりやすく記載されていることが必要である。
4. 環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営に取り組み、環境負荷の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約であるといえる。
5. 環境方針は、適用される環境関連法規等の遵守を誓約する、環境への取組の基本的方向を明示する、事業活動に見合ったものとするを満たすものでなければならない。

問44. 環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックに関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境への負荷の自己チェックでは、二酸化炭素の排出係数は、国が毎年公表する電気事業者ごとの新たな排出係数を用いることが必要である。
2. 環境への取組の自己チェックリストは、「事業活動へのインプットに関する項目」、「事業活動からのアウトプットに関する項目」、「環境経営システムに関わる項目」の大項目で構成されている。
3. 環境への負荷の自己チェックで、化学物質使用量の把握については、化学物質排出移動量届出制度 (PRTR 制度) 対象物質及びそれ以外の年間使用量 10 トン以上の化学物質を対象とする。
4. 環境への取組の自己チェックリストは、あらゆる事業者が利用できるよう、業種共通に取り組みめる一般的な環境配慮の取組を列挙しているため、年に一回は全ての項目についてチェックを行い、環境目標及び環境活動計画の策定に反映させることが必要である。
5. 環境への負荷の自己チェックでは、事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき、事業活動における 9 項目の環境負荷について把握する。

問45. 判定委員会に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 審査人がガイドラインの要求事項に適合していると認めた場合であっても、判定委員会の審議の結果により、環境活動レポート、その他の関係書類の修正を認証・登録の条件とすることがある。
2. 地域判定委員会の結果は、必要書類を添付して地域事務局から中央事務局に報告する。
3. 中央事務局は、必要と判断した場合、中央事務局判定委員会を開催して地域判定委員会の結果を審議し、最終的に認証・登録の可否を判定することができる。
4. 地域判定委員会は、地域の環境保全活動、消費者活動等に関わる方、事業者の環境への取組などに関する専門家や学識者、地域事務局の役職員等の多様な方により構成する。
5. 受審事業者は、地域判定委員会の判定結果について意義がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることが出来る。

4. エコアクション21に関する記述（穴埋め）問題（4問・各問とも全て正解で2点
合計8点）

問46～問49について、（ ）の中に入る語句を、解答欄に記入して下さい。

問46. 従業員数100人以上の規模が比較的大きな組織に対しては、通常は推奨事項である（ ① ）、（ ② ）が要求事項として求められる。

問47. 審査終了後審査人が担当事務局に提出すべき書類は、審査計画書、（ ③ ）、書類審査報告書、（ ④ ）、審査報告書、審査開始会議チェックリスト、審査終了会議チェックリスト、環境コミュニケーションシート、環境活動レポート（2部）、審査で収集した環境関連文書・記録・その他の資料である。

問48. エコアクション21ガイドラインの取組状況の確認並びに問題の是正及び予防において、定期的に確認評価する項目は、（ ⑤ ）の達成状況、（ ⑥ ）の実施状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況である。

問49. 代表者による全体の評価と見直しを実施する際に必要な情報とは、（ ⑦ ）、（ ⑧ ）、環境関連法規等の遵守状況、（ ⑨ ）等である。

5. 環境問題・環境対策に関する用語等を説明する問題（2問・各6点 合計12点）

以下の問ごとに、具体的に解答を記述して下さい。

問50. 「排出者責任」について100字以内で説明せよ。

問51. 「バーチャルウォーター」について100字以内で説明せよ。

6. エコアクション2.1に関する用語等を説明する問題（2問・各6点 合計12点）

以下の問ごとに、具体的に解答を記述して下さい。

問52. 審査人が、審査終了後、報告書とは別に担当事務局、判定委員会に伝えるべき情報として提出する審査コミュニケーションシートの内容について100字以内で説明せよ。

問53. 事業者が継続的にグリーン購入を実施できる仕組みを構築するにあたってどのような事項を考慮すべきか、取り組みの具体的方法を2つ以上あげて100字以内で説明せよ。

7. 論述式問題（1問・20点）

以下の問について、600字以内で論述して下さい。

問54. 以下の業種のうちから1つを選び、選択した業種における「二酸化炭素排出量」及び「廃棄物排出量」の直接的・間接的削減方策と、「自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境目標と環境活動計画」について具体的に述べよ。

★選択した業種を○で囲むこと→（①建設業 ②産業廃棄物処理業 ③食品製造業）

以上